

長浜市議会基本条例の一部改正パブリックコメント実施結果について

資料 1

No.	意見内容	意見に対する長浜市議会の考え方
1	市のパブリックコメントについては、所定の様式と受付処理がされ、申請時の概要や結果が保存され過去のパブリックコメについてもホームページ上残っていますが、議会は、議会独自で結果とかを議会のホームページ上に残されるのでしょうか その方法もしっかり市民に示していただきたい。	長浜市議会パブリックコメント実施要綱の規定に基づき、提出された意見等に対する議会の考え方及び政策等の案を修正した場合にあっては当該修正の内容を公表します。また、議会パブリックコメントの状況を取りまとめ、議会ホームページへの掲載等により公表します。パブリックコメント以外の議会独自での議会活性化に向けた取組結果等についても、これまでの経過等を議会ホームページへ掲載しています。
2	■長浜市 議会事務局の意見の提出方法 任意の様式に次の事項を明記のうえ、議会事務局へ持参、郵便（消印有効）、ファックス又は電子メールで提出願います。 1 表題「長浜市議会基本条例の一部改正に対する意見」 2 住所 3 氏名 4 連絡先（電話番号、メールアドレスなど） 5 意見 ★議会のメールも記載すべきではありませんか	パブリックコメントに係る議会事務局への意見の提出方法について、議会のメールアドレス記載のご意見を頂きました。次回からは所定の様式等も含め、市の取扱いに準じて、意見提出フォーム(回答専用フォーム)を示し、市民の皆様から意見等を提出しやすいように努めます。
3	★質問・提案・条例を意見とします。 1 新たに生じる課題等に対応するため条文の追加を行うもの 2 既制定条例等との整合性を図るため所要の改正を行うもの との 2 本柱で改正をされようとしていますが、これまで長い期間基本条例の検証を。各会派や議会運営委員会等で重ねて来たのにその内容が記載されていないと思います。 したがって、条例改正に関わる疑問として以下の質問を致します。 ■条例改正までの議会の審議（ア）～（ウ）を質問致します。質問 1 本市の見直しは、本条例の第 2 6 条によるところですが、検証経過から、<u>（ア）</u>	質問 1 の（ア）でご意見頂いた、追記として定める条例の経過は、別添資料 1 の「長浜市議会基本条例の検証結果【令和 5 年度検証】」欄の後段に掲げた理由及び、別添資料 2 の「市議会基本条例の検証（都市別条文比較）」へ掲載しています。 質問 1 の（イ）でご意見頂いた、「平成 29 年より順次、会派・議会運営委員会等で議論を重ねて見直し手続きに従い、検討を重ねてきたこと」は、別添資料 3 の「議会基本条例の検証【経過】」のとおりです。 具体的な内容は議会ホームページ（「議会活性化に向けた取組み」の添付

	<u>追記として定める条例が検証手続きにより明らかになったと考えます。この経過の記載がありません</u> 「平成 29 年 3 月、制定から 3 年が経過した条例の検証手続きを具体的に開始し、検証の流れ、経過については、添付ファイルのとおりです。」との記載があります。そこで、<u>(イ)先ずは、平成 29 年より順次、会派・議会運営委員会等で議論を重ねて見直し手続きに従い検討を重ねてきたことを記載いただきたい。</u> また、資料については、<u>(ウ)長浜市議会基本条例の検証の項目の中に過去の検討資料が添付されています。そこで、その結果がどうなったのか明確にしていきたい。</u>	ファイル) へ掲載致しています。 質問 1 の(ウ)でご意見頂いた、「基本条例の検証の項目の中に過去の検討資料が添付されています。その結果がどうなったのか」は、別添資料 1 の「長浜市議会基本条例の検証結果【令和 5 年度検証】」欄に掲載しています。
4	■（見直手続） 「第 26 条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとします。」とされています。 また、これまでの議会ホームページ添付資料の中にも記載されています。 質問 2、これは、<u>市民の意見や評価を聞きながら検証する</u>としていますがどう検証されたのですか ・・・公開されたい。	質問 2 についての長浜市議会の考え方は次のとおりです。 今回の議会基本条例の一部改正は、意見募集の【趣旨・概要】で説明させて頂いたとおり、「基本条例そのものの条文について社会環境、経済情勢等の変化により、新たに生じる課題等にも対応するため新たに項目を追加するとともに、既に制定している条例との整合性を図るため所要の改正を行うもの」です。一部改正条例で定める具体的な内容については、条例施行後平成 29 年に実施していた基本条例に基づく目的の達成度の検証と併せて検討していくこととしています。その際に、市民の意見や評価をお聞きしながら検証・検討を実施していきたいと考えていますのでご理解くださるようお願い致します。
5	■議会基本条例の検証について ・滋賀県市議会議長会と龍谷大学がパートナーシップ協定（軍師ネットワーク）を締結していることから同大学の教授を紹介いただいたと記載されています。 質問 3、どうぞ指導を得、<u>今回の条例改正を実施したのか</u>記載いただきたい。	議会基本条例を検証するにあたってのポイントや他市議会の事例等を学ぶため、令和 5 年 3 月 10 日に龍谷大学法学部の本多滝夫教授を講師にお迎えして、①議会改革が求められる理由、②議会基本条例を制定する意義、③議会基本条例の実践と評価、④滋賀県下の議会基本条例、⑤地方議会をめぐるトピックスについて、指導をいただきました。 しかしながら、今回の条例の一部改正は、基本条例の基本的な部分のみの改正であり、追加条文の具体的な運用を検討するに当たっては、平成 29 年 3 月以降の目的の達成度の検証等の見直しと併せて、大学教授等の助言を得て検討していきたいと考えています。

6	■議員研修 - 自己検証作業に取り組むにあたり、全議員を対象に同教授による「議会基本条例の検証のポイント」をテーマに研修を行った。 議会運営委員会への招聘 - 議会運営委員会で最終的に自己検証結果をとりまとめるにあたり同教授を委員会に招聘し助言をいただいたとの記載があります。 質問4、どう研修をされ、助言をいただかれ<u>今回の改正に活かされたのか</u>公開し、説明いただきたい。	質問3でお答えしたように、今回の改正関係では、大学教授等のご指導は受けていません。平成29年9月以降の目的の達成度の検証等の見直しと併せて、助言を受けたいと考えています。
7	■検証結果の公開 ア) 要検討(5項目) - 議長・副議長選挙の透明化 - 法96条第2項による議決事件の追加 - 政策討論の実施 - 議員定数の検討 - 議員報酬の検討 イ) 改善・拡充(3項目) - 市民の皆さまとの意見交換会の実施 - 積極的な議案提出 - 議会事務局の機能向上 ウ) 継続(21項目) - 議会だよりの発行 - 議会HPの更新 - 会議日程の公表 - 議案に対する賛否の公表他17項目 エ) 今後の検証予定 オ) 検証結果を受けて、今後、具体的に改革を検討を進める カ) 議会運営委員会が主体となって定期的に検証を行う ア) ～カ) の項目がどう処理されたのか検証結果が添付されていない。	頂いたご意見の項目の中には、平成29年の基本条例の検証結果に基づきすでに協議され、結果が出ているものもあります。添付資料3「議会基本条例の検証【経過】」を参考にしてください。 なお、ご意見のありました「議長・副議長選挙の透明化」「法第96条第2項による議決事件の追加」「議員定数の検討」「議員報酬の検討」「市民の皆さまとの意見交換会の実施」をはじめ、議会改革及び議会活性化に向けた取組みを実施しているところです。 長浜市議会議長及び副議長の選出に関する申し合わせ(平成30年8月1日から申し合わせ) 長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例(令和元年長浜市条例第36号) 長浜市議会の議員の定数を定める条例(平成18年長浜市条例第5号) 長浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(令和4年長浜市条例第19号)

	特に、カ) 議会運営委員会が主体となって定期的に検証を行うとなっており議長への報告書はどうなっているのですか これだけの内容を議会として評価、検討してきたと思いますがなぜ条例化に進まなかったのかその理由を市民に公開いただきたい。 質問5、評価・検証結果については報告書として取りまとめが公開されている資料から完成したとは思えませんがどうでしょうか	
8	質問6、市議会基本条例改正のこれまでの経緯を市民に公開すべきではありませんか 例えば 条例制定から約10年以上が経過しましたが、その間、市議会では様々な議会改革に取り組み、必要に応じて議会運営委員会において、議会改革に取り組んできたところ・・・・・・・・ その結果を踏まえ、時代の移り変わりや社会の変動、地方自治法の改正等市議会の活動及び取組に合わせて見直しをするとともに、新たな事項を追加するなど、大幅な条例改正を行いました。	今後、しっかりと整理して公開していきたいと考えています。
9	質問7、これまでの取組からの改正・追加項目等の充実はどう条例に反映されたのですか説明し示すべきではありませんかア) ～オ) ア) 議会は、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図り、市長等に対する監視機能を果たすとともに、政策の実現に向け、市民の福祉の増進を目指して、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。(手話条例・認知症条例制定を目指されているのでしょ) イ) 議会は、ジェンダー平等の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うことができるよう配慮をしなければならない。 ウ) ハラスメント根絶に関する決議 議会は議員間、職員間の信頼関係構築に努め、以下を決議。 1 長浜市議会は、ハラスメント行為を許しません。 2 長浜市議会は、ハラスメント事案に真摯に取り組み、「ハラスメント対応マニュアル」	今回の基本条例の一部改正の項目以外の各種課題に対する貴重なご意見、ありがとうございます。 今回の条例の一部改正後の検討・検証の中において、議員全体で協議・議論を深めていきたいと考えています。

	を作成し、それに基づき迅速に対処します。 ３ 長浜市議会は、ハラスメント問題の予防や対策のために、定期的な研修等を継続し、ハラスメントに関する知識や対応力を向上させます。・・・・・・・ （パワハラマニュアルを作成されたのでしょ） エ）議会は、市民の多様な意見を把握するとともに、市政に反映させるよう、時代及び環境の変化に対応し、広聴機能の充実に努めるものとする オ）正副議長選挙における所信表明会に関する規定の充実 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、市民に選出過程を明らかにするため、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けることとしました。	
10	質問８、条例改正までの経過議・・・・会基本条例の検証【経過】が＜平成２９年＞の９月４日で終わってしまっているがどうされたのですか説明いただきたい。 その後、 ・令和６年２月２２日・議会運営委員会で、パブリックコメントで頂いたご意見を踏まえ、市議会の考え方を整理するとともに、条例改正（素案）等の加筆修正等について協議 ・令和６年２月１７日・市議会の全員協議会（秘密会議）において、パブリックコメントを頂いたご意見及びそれに対する市議会の考え方等を共有されたかはわかりませんが記載がありません 質問８議員協議会（全議員）で検証・見直しに係るスケジュールについてどのように確認したのか 検証シートを添付してほしい。	令和５年２月２７日に開催された全員協議会において、添付資料４のとおり「議会基本条例の検証手順と検証スケジュール」について確認していただいています。
11	質問９、長浜市議会基本条例の検証の中に [公開日：2020年10月22日][更新日：20のなかに20年10月22日]ID:3161 本条例は、議会の活性化を図り、市政の進展と市民の福利向上に寄与することを目的としたものですが、その目的が達成されているかどうかを確認するため、外部有識者を交えた作業により、検証を行いました。と記載されていますがどう条	今回の議会基本条例の一部改正は、意見募集の【趣旨・概要】で説明させて頂いたとおり、「基本条例そのものの条文について社会環境、経済情勢等の変化により、新たに生じる課題等にも対応するため新たに項目を追加するとともに、既に制定している条例との整合性を図るため所要の改正を行うもの」です。

	例改正に今回反映されたのか教えてください。	今回の条例の一部改正では、外部有識者による検証作業は実施していませんが、検証作業にあたっての研修を、令和5年3月10日に実施しております。
12	質問10、検証の流れのステップ3、4は、どう市民に公開されたのか説明いただきたい。	検証の流れのステップ3・4は平成29年の検証の際の流れです。今回の検証手順は添付資料4「議会基本条例の検証手順と検証スケジュール」のとおりです。
13	質問11、議会基本条例の検証【経過】 ＜平成29年＞の項目以降の書類はどうなったのか説明いただきたい。 9月4日 全員協議会・検証結果の確定の結果はどうなったのか説明・公開されたい。	平成29年9月以降の議会改革、議会の活性化についての経過は、添付資料3「議会基本条例の検証【経過】」のとおりです。
14	質問12、議会基本条例の検証結果（平成29年9月以降の内容と検証結果によりどう今回の改正につながったのか大事なパブコメですチラシなや公報でも呼びかけ行政に対しても議会が見本を見せ健康福祉常任委員会でも議論されているように非公開会議となっている会派代表者会議の内容も議会から見本を行政に示ししっかり情報公開し条例改正をしていただけたくお願いします。	会派代表者会議は、議会活動の調整・協議の場であるため公開すべきものではないと考えていますが、今後の状況変化の中で、公開については、時間をかけ慎重に検討を重ねてまいります。
15	質問13、議会基本条例の検証結果（平成29年9月）は、どうなったのですか 例えば 6．請願提案者の意見陳述の機会の場の設定請願者の意見陳述に関する要領を制定 7．市民の皆さまとの意見交換会の実施 第8条 広報広聴委員会が中心となり、全議員で役割分担し、年2回定期的に実施 16．政策討論の実施 第14条 テーマを決め議員間で自由討議する場を設けていない 要検討1．議長、副議長選挙の透明化 22．議会事務局の機能向上 第19条滋賀県市議会議長会により龍谷大学とのパートナーシップ 28．改選後の研修の実施 第25条 改選後に研修を行っている	議会基本条例の検証結果（平成29年9月）については、平成29年10月以降、議会活性化検討委員会を設置し、議会改革及び議会の活性化に取り組んでいます。 「請願提案者の意見陳述の機会の設定」については、令和2年6月に「請願・陳述のてびき」を策定し、その後令和4年7月に改訂を行っています。「市民の皆さまとの意見交換会」については議会活動や市政に対する意見などを直接お聞きする場として継続して実施しています。「政策討論」については引き続き調査、研究をしていきます。「議長、副議長選挙の透明化」については、平成30年8月に「議長及び副議長の選出に関する申し合わせ」を制定し運用していますが、引き続き議長、副議長選挙の透明化に努めていきます。「議会事務局の機能向上」については、引き続き職員の法制執務能力等の向上、議会運営や法令解釈における専門家による業務支援等の取組みを進めます。「改選後の研修」についても引き

	29. 条例の目的の達成度に関する評価と検証 第26条 平成29年1月から検証作業に取組み、有識者（第3者）の評価、結果の公表を実施	続き実施していきます。「条例の目的の達成度に関する評価と検証」については、平成29年に1回目の検証を行い、令和4年から令和5年に2回目の検証を行っています。
16	質問14、お茶の廃止、ペーパーレス化、議長公用車の廃止、請願のガイドライン、BCP 継続、議員登庁状況の玄関表示の提案、など議会改革を推進してきたこの継承をどうするのか	今回の条例の一部改正後の検討・検証の中において、議員全体で協議・議論を行い、議会改革の継承についても合わせて協議等したいと考えています。
17	質問15、議員の皆様は、委員会や議場で当局側に情報の適切な開示やしょうがい者に優しい音声システムを導入されていますが、委員会でもそのことを履行しながら審議をされているのでしょうか 協議資料等も的確に開示し、市民が議会活動を理解いただけるよう改善すべきことを目標にすべきではありませんか	ご意見に対します改善のためには、技術的・費用的な課題がありますので、今後検討を重ねてまいります。
18	質問16、このパブコメの方法が正しいとは、思いませんがその方法により別紙のとおり条例の追加を求めます。・・・添付1 参照	貴重なご意見、ありがとうございます。 必要に応じて検討してまいります。
19	質問17、広く市民の皆様から意見、情報を募集する手続が、意見公募手続です。したがって、結果の公表についてもつつみ隠さずしっかり議論された結果をわかりやすく開示いただきたい。	パブリックコメントの結果については議会ホームページ、議会だよりで公表を予定しています。